

社会福祉法人同仁会決裁規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人同仁会（以下「法人」という。）の理事長の権限に属する事務の決裁に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 理事長の権限に属する事務を、常時理事長に代わって決裁することを言う。
- (2) 代決 理事長の権限を専決する者の権限に属する事務を、その者が不在のとき又は事故あるとき若しくは欠けたときに、一時代わって決裁することをいう。
- (3) 代表経営役員 社会福祉法人組織及び管理規則（以下「管理規則」という。）第8条第3項に規定する代表経営役員をいう。
- (4) 子どもセンター長 管理規則第5条第2項に規定するセンター長をいう。
- (5) 会計責任者 社会福祉法人経理規則（以下「経理規則」という。）第8条第1項に規定する会計責任者をいう。
- (6) 固定資産管理責任者 経理規則第53条第1項に規定する固定資産管理責任者をいう。
- (7) 施設長等 管理規則第5条第1項に規定する施設長及び同条第4項に規定するゆうゆう館長をいう。
- (8) 事務長 管理規則第11条第2項に規定する事務長をいう。

第2章 理事長の決裁

(理事長の決済事項)

第3条 理事長の決裁を要する事項は、別表第1に掲げるものとする。

第3章 専決

(代表経営役員の専決事項)

第4条 代表経営役員は、別表第2に掲げる事項を専決するものとする。

(子どもセンター長の専決事項)

第5条 子どもセンター長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

(会計責任者の専決事項)

第6条 会計責任者は、別表第4に掲げる事項を専決するものとする。

(固定資産管理責任者の専決事項)

第7条 固定資産管理責任者は、別表第5に掲げる事項を専決するものとする。

(施設長等の専決事項)

第8条 施設長等は、別表第6に掲げる事項を専決するものとする。

(事務長の専決事項)

第9条 事務長は、別表第7に掲げる事項を専決するものとする。

(専決の制限)

第10条 この規程に定めるものであつても、特命があるとき又は専決者において当該事務が重要若しくは異例に属すると認めるときは、上司の決裁を受けなければならない。

(類推による専決)

第11条 この規程に専決事項として定めのないものであつても、事業の内容により専決することが適当であると類推できるものについては、この規程に準じて専決することができる。

(専決の報告)

第12条 この規程により専決したもののうち、必要と認められるものについては、上司に報告しなければならない。

第4章 代決

(代決者及び代決の順序)

第13条 決裁権者が不在のときは、別表8に掲げる決裁区分に応じ、第1順位者が代決し、第1順位者も不在のときは、第2順位者が代決するものとする。

(代決の制限)

第14条 この規程により代決する場合においても、重要若しくは異例に属する事務又は新たな計画に関する事務については、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示されたもので、特に急施を要するものは、代決することができる。

(代決文書の後閲)

第15条 この規程により代決したもののうち、当該代決者において必要と認めるものについては、それぞれ上司の後閲を受けなければならない。

(臨時又は特別の事務の決裁区分等)

第16条 理事長は、臨時又は特別の事務で、この規程に定める決裁区分等により処理することが不適当なものについては別に定めることができる。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。